

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年8月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階 ホール

会議に付した議題

議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第3号 事業計画変更承認申請について

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告事項 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について

報第2号 農地パトロールの結果報告について

報第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第4号 農用地利用集積計画等の解約通知について

報第5号 作付変更届について

報第6号 農地法第3条の3の届出について

農業委員出席委員 18名

1番 坂井浩行 委員	2番 早川直子 委員
3番 山屋和徳 委員	4番 栞原一郎 委員
5番 小池秀一 委員	6番 志田洋一 委員
7番 笹岡大介 委員	8番 瀬高栄津子 委員
9番 山倉 広 委員	10番 佐藤直人 委員
11番 小師栄一 委員	12番 飛岡雅史 委員
13番 井上利弥 委員	14番 五十嵐弘作 委員
15番 吉田 昇 委員	16番 鈴木範男 委員
17番 熊倉 睦 委員	18番 田邊健一 委員

農業委員欠席委員 1名

19番 淡路五樹 委員

推進委員出席委員 17名

青木誠一 委員	岡崎耕一郎 委員
川上利男 委員	北澤正之 委員
小出和哉 委員	小林克洋 委員
駒形 徹 委員	佐々木一光 委員

高 山 弘 則 委員
平 松 広 之 委員
丸 山 由 夫 委員
山 谷 秀 昭 委員
渡 辺 秀 人 委員

新飯田 雅 樹 委員
堀 江 義 栄 委員
山 崎 哲 矢 委員
若 林 昌 広 委員

推進委員欠席委員 1 名

中 澤 伸一郎 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 山 井 修
経 営 基 盤 係 長 上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任 小 柳 章 子

午前9時33分 開会及び開議

議長（榎原会長）

これより総会を開会します。

（挨拶 略）

最初に、出席状況を報告させていただきます。農業委員、在任委員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、在任委員18名、出席17名、欠席1名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

2番、早川直子委員、17番、熊倉睦委員からお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることになります。

お諮りいたします。議事参与の制限に該当のある方の議事参与を同意することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（榎原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第4号及び報第1号から報第6号までの以上10件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題とします。

事務局、説明願います。

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

32ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、新規設定52件、所有権移転2件で、合計54件、19万8,223.16平米です。

なお、新規設定においては、10アール当たり賃借料、形態、利用権の設定をする者、受ける者及び期間について、所有権移転においては、売買価格、形態、所有権を移転する者、受ける者などについては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

番号ごとに順次説明します。1ページをお願いします。

新規設定です。

161番は、石上三丁目地内の農地4筆、2,042平米。

162番は、石上三丁目地内の農地2筆、1,399平米。

2ページをお願いします。

163番は、西本成寺二丁目地内の農地1筆、304平米。

164番は、西本成寺二丁目地内の農地8筆、7,616平米。

165番は、曲渕二丁目地内の農地2筆、992平米。

166番は、4ページまで続きます。塚野目三丁目地内の農地11筆、8,677平米。

167番は、大宮新田地内の農地1筆、2,023平米。

168番は、塚野目地内の農地1筆、819平米。

169番は、6ページまで続きます。塚野目地内ほかの農地3筆、6,055平米。

170番は、大宮新田地内の農地4筆、8,072平米。

171番は、井栗地内の農地1筆、991平米。

172番は、井栗地内の農地1筆、2,006平米。

173番は、8ページまで続きます。井栗地内の農地5筆、5,045平米。

174番は、西潟地内の農地1筆、62平米。

175番は、西潟地内ほかの農地3筆、3,073平米。

176番は、西潟地内ほかの農地2筆、3,847平米。

177番は、10ページまで続きます。三柳地内の農地2筆、455平米。

178番は、西潟地内ほかの農地10筆、1万1,321平米。

179番は、柳沢地内の農地2筆、3,020平米。

180番は、12ページまで続きます。下保内地内の農地6筆、8,813平米。

181番は、東本成寺地内ほかの農地4筆、2,920平米。

182番は、西中地内の農地1筆、982平米。

183番は、東鰯田地内の農地1筆、2,709平米。

184番は、14ページまで続きます。吉田地内の農地1筆、2,982平米。

185番は、吉田地内の農地1筆、1,741平米。

186番は、吉田地内の農地1筆、835平米。

187番は、吉田地内の農地 1 筆、2,226平米。

188番は、月岡地内の農地 2 筆、1,008平米。

16ページをお願いします。

189番は、片口地内の農地 5 筆、912平米。

190番は、上須頃地内の農地 2 筆、1,546平米。

191番は、代官島地内ほかの農地 5 筆、2,635平米。

192番は、18ページまで続きます。荻島地内の農地 6 筆、3,950平米。

193番は、金子新田地内ほかの農地 8 筆、8,656平米。

194番は、東光寺地内の農地 1 筆、79平米。

195番は、20ページまで続きます。福島新田地内ほかの農地 8 筆、1万6,172平米。

196番は、帯織地内の農地 1 筆、274平米。

197番は、帯織北地内の農地 2 筆、3,258平米。

198番は、山王西地内の農地 1 筆、4,127平米。

22ページをお願いします。

199番は、笹岡地内の農地 1 筆、869平米。

200番は、荻堀地内の農地 2 筆、1,401平米。

201番は、24ページまで続きます。原地内ほかの農地16筆、1万5,103平米。

202番は、葎谷地内の農地 4 筆、5,049平米。

203番は、葎谷地内の農地 3 筆、3,659平米。

204番は、26ページまで続きます。長野地内の農地18筆、4,052.25平米。

205番は、長野地内の農地 2 筆、252平米。

206番は、田屋地内の農地 4 筆、8,933平米。

28ページをお願いします。

207番は、棚鱗地内の農地 2 筆、3,622平米。

208番は、落合地内の農地 4 筆、2,463平米。

209番は、中浦地内の農地 9 筆、1,627.91平米。

30ページをお願いします。

210番は、中浦地内の農地 7 筆、2,194平米。

211番は、新屋地内の農地 3 筆、2,535平米。

212番は、新屋地内の農地 1 筆、938平米。

32ページをお願いします。

所有権移転です。

213番は、代官島地内の農地 4 筆、3,016平米。

214番は、帯織北地内の農地 2 筆、8,865平米。

いずれも、令和 8 年10月30日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査していただいておりますので、第1調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

最初に、第1調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、8月26日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室において、栗原会長同席の下、開催しました。

開会后、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前9時20分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今月意見照会のあった案件は、新規設定52件、所有権移転2件、合計54件、19万8,223.16平米です。事務局から申請書類の審査結果の詳細説明を受け、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件などの各要件を満たしていることから、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとなりました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いた

します。

33ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの2件、交換によるもの2件、合計4件、3,592平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

20番は、代官島地内の農地4筆、3,395平米を、耕作ができないため、本件の譲受人に譲渡したいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

21番は、代官島地内の農地1筆、173平米を、相続で譲り受けたが耕作できないため、近隣の人に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は総額で〇〇〇円です。

22番、23番は、西本成寺一丁目地内の農地1筆、12平米と、西本成寺一丁目地内の農地1筆、12平米を、耕作の利便を図るため相互に交換するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買2件、交換2件、合計4件、3,592平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第３号『事業計画変更承認申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第３号『事業計画変更承認申請について』御説明いたします。

34ページ欄外を御覧ください。今月の申請は１件、675平米です。

４番は、事業計画の変更のみの案件で、平成24年４月18日付で農地法第５条の許可を受けた福島新田地内の農地２筆、675平米について、前計画では自社倉庫１棟の用地としての利用を計画していましたが、地盤が軟弱であることや新幹線脇であるため、その対処工法により予定した費用をオーバーし、自社倉庫の建築を断念せざるを得なくなったため、大型のトラックが出入りすることから、自社駐車場６台分及び車両旋回広場として利用したいもので、場所につきましては栄中央小学校の西側400メートル付近で、おおむね500メートル以内に２以上の教育施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第３種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

３番、山屋和徳委員。

第１調査部会長（３番山屋和徳委員）

それでは、議第３号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は１件、675平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとなりました。

議第３号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第３号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第４号『農地法第５条第１項の規定による許可申請について』を議題としま

す。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

35ページ欄外を御覧ください。今月の申請は2件、946平米です。番号ごとに順次説明いたします。

17番は、石上三丁目地内の農地1筆、463平米を、売買により取得し、共同住宅1棟及び駐車場10台分の用地として利用するもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては上林小学校の南西側650メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

18番は、今井野新田地内の農地1筆、483平米を、贈与により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用するもので、場所につきましては新潟県済生会三条病院の西側750メートル付近で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地区分は第1種農地に該当しますが、転用目的が申請土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な住宅に係る申請で、集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は2件、946平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。また、いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で調査部会から事前に調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（栞原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第6号までの6件を一括議題とします。

報第1号につきましては、ただいまの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

次に、報第2号『農地パトロールの結果報告について』、農政対策部会長より報告願います。

農政対策部会長及び部会長代理は、井上会長代理の隣に着席願います。

初めに、三条地域について報告願います。

6番、志田洋一委員。

農政対策部会長代理（6番志田洋一委員）

6番、志田です。三条地域の農地パトロールの結果について報告いたします。

三条地域は7月31日から8月5日にかけて実施しました。緑区分の遊休農地については、解消された箇所もありましたが、改善されていない箇所も多く見受けられました。また、去年は改善したが、今年は作付や保全を行っていないため再発生した遊休農地もございます。特に長年耕作放棄された農地は草丈が伸びており、農業用機械での除草等が困難なため、黄区分と判断される遊休農地が増えております。

三条地域の結果は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

次に、栄地域について報告願います。

16番、鈴木範男委員。

農政対策部会長代理（16番鈴木範男委員）

16番、鈴木です。栄地域のパトロール結果について報告いたします。

栄地域は8月5日から8月12日に実施いたしました。栄地域では、飼料用稲等の栽培や保全管理の徹底により改善された農地はあるものの、雑草等が繁茂し保全管理もされていない農地が少しずつ増えております。また、圃場整備された農地であっても、雑草が背丈と同じくらいに繁茂し、周辺農地に悪影響を及ぼす箇所が見受けられました。こ

これらの農地所有者には意向を確認し、早急に改善するよう指導する必要があるがございます。

栄地域の結果は以上でございます。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

最後に、下田地域について報告願います。

15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

吉田です。下田地域のパトロール結果について御報告します。

下田地域は8月4日から8月17日にかけて実施しました。平野部は緑区分の遊休農地が多く、山麓、山間部は今後保全管理が行われないと数年のうちに黄区分と判断される遊休農地が増えております。また、相続等により所有者が下田地域外に住んでいるため、所有者が管理できない、または現状を把握できていないため遊休化が進んでいる農地も増えております。

なお、下田地域で農業委員会の判断をもって非農地とすべき農地について、所有者への意向確認や権利関係を整理し、順次総会で提案させていただく予定です。

下田地域の結果は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

ただいまの農地パトロールの結果報告について、質問がありましたら御発言願います。

3地区において、遊休農地や所有者不明農地など適正に管理されていない農地がやや増えていると感じています。委員の皆さん、今後も農地を見回っていただき、そのような農地が増えないように活動していただきたいです。御協力よろしくお願いします。

それでは、しばらくして御発言がないようですので、報第2号『農地パトロールの結果報告について』を終わります。

農政対策部会長及び部会長代理の皆さんは自席へお戻り願います。ありがとうございました。

議長（栞原会長）

次に、報第3号から報第6号までの4件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栞原会長）

次に、来月の調査部会開催案件をお願いいたします。

第2調査部会長、9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。9月28日午前9時から厚生福社会館2階第2集会室で会議を開催します。関係委員におかれましては出席をお願いします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

また、来月の総会は30日午前9時30分開会を予定しております。

以上で総会を閉会します。

午前10時05分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長 梶 原 一 郎

議 事 録 署 名 委 員 (2 番) 早 川 直 子

議 事 録 署 名 委 員 (1 7 番) 熊 倉 睦
